

令和6年度第4回介護保険運営協議会 質問・回答一覧

| NO. | 資料 | 頁 | ご質問・ご意見 | 回答 | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---------|---|--|--|------------------------|--|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 資料 1 | | <p>「地域密着型サービス事業者等の状況について」の状況結果の数字を市の担当部署として、どのような分析をしているのかご意見を伺いたい。その分析結果は、関係行政計画（地域福祉計画・介護保険事業計画等々）の進捗状況に合わせ、各計画所管委員会報告及び何らかの諮問をされるくらいの影響があると思いますので、お伺いするものです。前々回の委員会でも「数字だけではなく、それが何を意味するのかという分析が欲しい」旨の委員からご発言があったものと記憶しております。ご多忙のところ、恐縮ですが、他市の委員会以上に市民傍聴の方々も多いと認識しておりますので、市民に伝わるような分析のコメントをどうぞよろしくお願いいたします。</p> | <p>「地域密着型サービス事業者等の状況について」は、例年第2回の運営協議会にて利用動向等調査の結果を前年度と比較し、変化のあった事項を中心に報告させていただいております。利用状況等調査は、3ヶ月ごとの調査で、数量的な変化はほぼ見られないため、第2回と第4回の運営協議会にて特にお伝えしたい点に絞って説明させていただいております。次期計画の施設整備目標の設定にあたっては、令和8年度の運営協議会にて、利用状況等の分析を行い、整備目標を検討していく予定です。また、前々回の委員からのご発言については、事業所からの事故報告に基づく事故状況の活用についてご意見をいただいております、今後の課題とさせていただいております。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 資料 1 | 2 | <p>NO9の事業所において、「訪問」の1月当たりの利用回数が他事業所よりも大幅に多いことが読み取れますが、どのような状況でこのような回数になっているのか、また、訪問は移動時間が発生するなど負担が大きいと思いますが、どのように工夫をして対応しているのでしょうか。</p> | <p>ご質問の事業所は、サービス付き高齢者向け住宅（以下サ高住）に併設される事業所であり、登録者28名のうち19名がサ高住にお住まいの方となっております。事業所に確認したところ、利用者の大半が服薬管理や夜間訪問が必要であることから訪問回数が多くなっているとの事でした。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 資料 1 | 2 | <p>小金地区の市民が、小金原地区（15名）、馬橋地区（1名）の事業所を圏域外利用しています。小金地区にはNo.9の事業所のみで同一建物内利用者が多く、また新松戸地区には事業所がないため、松戸市北部の利用者のニーズを受け止められていないと考えるべきでしょうか。今後の事業所設置方針や設置を推進する施策について含め、市のお考えをお聞かせください。</p> | <p>小規模多機能型居宅介護については、未整備圏域への整備を優先するため、令和6年度の公募において未整備圏域に限って募集したところですが、応募がありませんでした。小金地区および小金原地区の事業所、また隣接する馬橋地区の事業所など、登録者が定員に達している状況ではないため、ニーズを受け止められていないとは考えておりませんが、未整備圏域の解消を目指しつつ、医療ニーズが高い場合の代替となり得る看護小規模多機能型居宅介護の利用や、引き続き既存事業所に隣接する未整備圏域を担当していただくことなど検討いたします。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 資料 1 | 4 | <p>特別養護老人ホームの令和5年度における看取り介護加算の算定について、それぞれの実績（件数）を事業所ごとに教えてください。</p> | <p>この頁に記載の事業所のうち、1事業所で3名の算定実績がございました。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 資料 1 | 4 | <p>令和6年度介護報酬改定に伴い、1年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等の対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。相談対応（平日日中・夜間休日）、臨時的診療対応（平日日中・夜間休日）、入院受入を行う体制の確保状況、加えて、要件化された情報連携の具体的な方法について、現状を教えてください。また、救急要請をした件数を2024年10～12月について事業所ごとに教えてください。</p> | <p>協力医療機関等との実効性のある連携体制を構築することを目的に、協力医療機関に求められる3要件が示され、その取り組みには3年の経過措置が設けられました。また、連携体制に係る実態把握を行い、実効性のある連携を確保する観点から、協力医療機関の届出書が示されました。市ではケア倶楽部において届出書の提出を促している状況です。この頁に記載の事業所のうち、今年度運営指導を行った1事業所につきましては、定められた3要件のうち、2要件を満たしているものの、1要件は取り組み途中であることを確認しています。救急要請を行った件数については、以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1265 1236 1769 1433"> <thead> <tr> <th colspan="2">救急要請をした件数（令和6年10月～12月）</th> </tr> <tr> <th>事業所</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> | 救急要請をした件数（令和6年10月～12月） | | 事業所 | 件数 | A | 0 | B | 0 | C | 0 | D | 5 |
| 救急要請をした件数（令和6年10月～12月） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所 | 件数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| A | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| B | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| C | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| D | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |

令和6年度第4回介護保険運営協議会 質問・回答一覧

| NO. | 資料 | 頁 | ご質問・ご意見 | 回答 |
|-----|---------|-----|---|---|
| 6 | 資料 1 | 4 | 令和6年度介護報酬改定における協力医療機関との連携義務化とは別に、各事業所は嘱託医契約に基づく、定期的な診療、電話相談、臨時往診に相当する診療を受けていると考えられます。市としてどのように把握できるでしょうか | 現在、配置医における実績は把握していませんが、市がそれらの情報を把握する手法として各事業所への照会が考えられます。今後、照会の可否等について、データ蓄積の目的、事業所負担、その他手法で補えるか等を勘案し、検討いたします。 |
| 7 | 資料 1 | 5 | 同一建物以外における随時対応、特に訪問看護の随時対応はほぼ0件と考えられます。利用者のニーズとして随時対応が不要であるのか、もしくは事業所が随時対応に取り組みにくい背景があるのでしょうか。 | 随時対応0件と回答している事業所に確認したところ、利用している方のニーズがなかったため、0件とのことでした。 |
| 8 | 資料 1 | 6,7 | 主な指導事項等の中で「個人情報の利用について、利用者家族の同意を得ていないことを確認した」という内容が6事業所ありますが、各事業所の指摘事項の詳細を教えてください。類似した指摘を受ける事業所が多いということは考え方や対応の相違等もあるかと思えますので、他の事業所への周知も必要かと思えます。 | 平成18年3月14日 厚生省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、基準省令）の第3条の3第3項において、「サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用する場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。」と定められております。対象となった6事業所は、個人情報利用の同意に関する書面において、家族の同意欄が設けられていなかったため、追加していただくように指導したものです。多く見られた指導内容については、集団指導において共有し、注意喚起に努めております。 |
| 9 | 資料 1 | 6~8 | 資料を拝見しますと、「運営推進会議の議事録の公表」、「事故の報告」、「個人情報に係る同意」など、全ての介護事業所・施設に共通する基本的な事項であり、かつ市民の皆様の権利擁護に直結する問題が散見されますが、単に事業所のミスと片付けてよいのでしょうか？一定の発生頻度がある以上、事業所指定や指導監査の集団指導等の際に周知を徹底していただくなど、対策が必要ではないのでしょうか？ | 報告内容の中で多い事例につきましては、集団指導等において共有しており、今回ご記載いただいている内容につきましても、事業所への注意喚起に努めております。引き続き、周知をはかるとともに、運営指導等で確認・指導を行ってまいります。 |
| 10 | 資料 1 | 8.9 | 2025年を迎え、今後、団塊の世代が75歳に到達することにより、医療・介護連携がますます重要となってきます。介護保険事業計画との関係からみた介護保険関連施設等の整備状況について、当該資料で各地域ごとの配置状況は見て取れるのですが、必要数に対する充足率の観点からみると、どう評価されているのでしょうか？ 特に、施設等において、ベッド数は確保されているが人員が確保できずに稼働させられていない状況等はないのでしょうか？ また、当該資料とは直接関係ないかもしれませんが、今回の介護報酬改定の影響で訪問介護事業所等の倒産等が問題となっていますが、松戸市においては、そのような状況を把握されておりますでしょうか？ | 必要数に関しては、各地域ごとではございませんが、広域型施設を含めた市内全域の整備目標を設定しています。計画に対する整備状況については、前回の第3回運営協議会にて令和5年度分を報告しており、令和6年度分は令和7年度運営協議会にて報告予定です。充足率の観点から、今期計画では、施設・居住系サービスは整備を見送り、看護小規模多機能型居宅介護等の在宅介護サービスの整備を目指しているところです。次期計画の策定にあたっては、令和8年度の運営協議会にて施設整備計画に向けた分析を行い、整備目標を検討していく予定です。 市が指定する認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について令和4年度から令和6年度までの調査結果を見る限りでは、ベッドの空き数や利用率についての大きな増減は見受けられないことや、利用率が90%以上あることから、ベッド数は確保されているが、人員が確保できずに稼働させられていない状況は確認しておりません。また、訪問介護事業所の状況についてですが、事業所数の増減はほぼ無く、現時点では、今回の介護報酬改定の影響で倒産等による問題を確認しておりません。 |
| 11 | 資料 2 | 3 | 平面図では6部屋に仕切られており、職員の詰め所も近くに見受けられません。この環境では、難病等などの重度要介護者やがん末期の利用者に対し、頻回に状態をモニタリングし、適切な処置を遅滞なく行うことができるのでしょうか。 | 各居室には呼び出し用のブザーおよび見守りカメラが設置されており、職員は見守りカメラと連携したスマートフォンを所持しております。また、定期的に職員が巡回し、利用者の状況を確認することです。これにより、利用者の状態を確認できる体制と、迅速な対応が可能な環境が整えられているものと認識しております。 |

| NO. | 資料 | 頁 | ご質問・ご意見 | 回答 |
|-----|---------|-----|---|--|
| 12 | 資料 2 | | 令和6年4月から義務化された、口腔衛生管理の基本サービス化について市内の施設等での実施状況を把握していただければご教示ください。 | 市内の施設では、地域密着型介護老人福祉施設が該当します。「指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。」と規定されており、運営指導の際に確認しております。対象となる事業所のうち、1事業所へ運営指導を行った際は、義務化された要件を再確認するとともに、年度内に実施いただく内容となる旨、助言いたしました。 |
| 13 | 資料 3 | 1 | 「地域共生社会の実現」に向けて、相談窓口にとどまらない重層的・伴走的支援を行うことができる機能を地域に実装する必要があると考えます。その中で、地域包括支援センターはどのような機能や体制を市民にわかりやすい形で具備すべきでしょうか。例えば、愛知県豊明市は市民生活部に「全世代・基幹型地域包括支援センター」を設け、高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が複合的に絡む相談に対応しています。栃木県宇都宮市は「共生型の相談窓口エールU」を市内すべての地域包括支援センターに、千葉県市原市は「地区福祉総合相談センター」を同様に設置しています。 | 本市においては令和3年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、そのなかで地域包括支援センターにおいては、高齢者本人のみならず家族も含めた世代や属性を問わない相談支援を行っております。近年、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えた世帯が増えており、こうした課題の解決に向け、幅広い分野の支援機関との連携強化に取り組んでまいります。 |
| 14 | 資料 3 | 2・3 | 他県ではリハビリテーション専門職が配置されている地域包括支援センターもあるようですが、松戸市では地域包括支援センターへのリハ職の配置や関りについてどのように考えていますか。 | 運動能力の低下や難聴、オーラルフレイル等リハ職の持つ専門性は高齢者のADLと密接に関わることからリハ職との連携は介護予防・フレイル予防という点にとどまらず有用であると考えます。リハ職の配置につきましては、包括に必置とされる3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）とは異なる専門性による相乗効果等も期待できることから効果的な人員配置の方策の一つとして検討してまいります。 |
| 15 | 資料 3 | 2 | 「地域包括職員の募集支援」とありますが、ハローワーク（職業安定所）を活用するご予定等はありませんか。是非、ハローワークのご活用をご検討いただければと存じます。 | 地域包括支援センターの職員（以下、包括職員）については各受託法人にて雇用の上、配置いただいております。雇用関係は受託法人と包括職員の間で行われることから、市が直接ハローワークを活用し委託先の包括職員の募集を行うというのは難しい状況です。一方で、各受託法人が包括職員の募集を行うにあたり、ハローワークや民間の求人媒体を活用しているとの話は聞き及んでおります。 |
| 16 | 資料 3 | 3 | 「仕事の関係で、平日の来所相談等が困難である家族介護者等への対応のために、事前の予約により窓口開設日以外の面接相談等の対応を行う」ことは（ビジネス）ケアラー支援として重要と考えます。令和5年度の窓口開催日以外で相談に応じた地域包括支援センターごとの令和5年度における実績を教えてください。また第3回会議において市民委員から、この取り組みが市民に十分周知されていない可能性が指摘されました。周知方法として、事務所における屋外掲示、チラシやパンフレットにおける記載、ホームページにおける記載、自動音声や転送による電話案内などが考えられます。15地域包括支援センターごとにこれらの周知方法の具体（掲示、配布書類記載、HP表示、電話案内、その他）について教えてください。 | 地域包括支援センターにつきましては平日の来所相談等が困難な相談者へ対応するため、平成30年度より土曜日における予約相談を開始し、令和6年度より土曜に加え、日曜・祝日へと予約開所の対象日について拡大いたしました。令和5年度における窓口開所日以外における面談等の対応件数は以下の通りになります。 明第1：382件、明2西：120件、明2東：217件、本庁：47件、矢切：28件、東部：147件、常盤平：140件、常盤平団地：40件、五香松飛台：214件、六実六高台：31件、小金：59件、小金原：413件、新松戸：40件、馬橋西：8件、馬橋：85件 周知の方法につきましては、市発行のガイドブックや市HPに記載している他、各包括支援センターでは地域により方法は異なりますが、HPやチラシ、広報紙を通じた周知を行っております。 |

| NO. | 資料 | 頁 | ご質問・ご意見 | 回答 |
|-----|---------|-----|--|--|
| 17 | 資料 3 | 2・8 | <p>1) 2ページ 「人材育成に向けた職員配置に努める」とありますが、具体的にはどのような策を考えておられるのでしょうか？この委員会でも事業者団体代表委員が人材確保の困難さに関するご発言を毎回されておられるほど人材確保が厳しい中にありますので、お伺いいたしたく存じます。</p> <p>2) 8ページ 「～及び業務委託」によりとありますが、「生活支援体制整備事業」の質を担保し、それを維持していくために、業務委託先と具体的にどのような連携・協働体制を構築しようと考えておられるのかご教示いただきたいです。</p> | <p>1) 2ページ 地域包括支援センターの配置職員について通知改正があり、主任介護支援専門員の準ずる者として地域包括支援センターによる育成計画の策定等の一定の条件下において介護支援専門員の配置は可能となりました。追記いたしました項目については本改正を受けたものになりますが、人材確保に向けて配置基準を見直す等効果的な人員配置について検討してまいります。</p> <p>2) 8ページ 地域包括支援センターに配置されている第2層多機能コーディネーターと業務委託先（第1層多機能コーディネーター）は、高齢者等を地域資源に繋ぐ案件について地域資源の選定や社会資源の把握・開発、担い手の構築に関する事等について連携・協働をしてもらうことを想定しており、現場で動くのが第2層多機能コーディネーターで、その後方支援をするのが第1層多機能コーディネーターというイメージです。 第1層多機能コーディネーターは定期的に第2層全員出席の定例会で質の向上を図り、その他、各第2層と個別に活動について定期的に打合せを行っていただく予定です。 その他、市との連携を維持するため、定期的に市との打合せを行う予定としております。</p> |
| 18 | 資料 3 | 6 | <p>今年度2事業所が介護予防支援の指定を受けていますが、現在どのように運用がされているか、また、地域包括支援センターが指定を受けた事業所とどのような連携を図っているか教えてください。</p> | <p>当該の項目については、介護保険法の改正により、介護予防支援の指定対象が拡大されると共に、包括的・継続的ケアマネジメントの対象についても拡大され、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の適切・有効な実施のために必要があるときは地域包括支援センターに対して助言を求めることができるものと規定されたことを受けてのものです。ご質問の事業者の指定について、認識しておりますが、個別の運用状況や地域包括支援センターの助言の有無については各包括への委託内容の一部ではありますが、その具体については把握しておりません。</p> |
| 19 | 資料 3 | | <p>近年、高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業（以下「高齢者等終身サポート事業」という）が増加し、それとともに消費者被害も増加していることから、政府では、令和6年6月に『高齢者等終身サポート事業者ガイドライン』を発出し注意喚起を図っています。しかし、高齢者等終身サポート事業の裾野は広く、関係する省庁だけでも、内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）、内閣府 孤独・孤立対策推進室、金融庁、消費者庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省と多岐にわたっています。</p> <p>今後、松戸市においても、高齢者の単身世帯・夫婦のみ世帯の増加に伴い、身寄りがいない、家族がいても身近に頼れる人がいない状況にある高齢者等の意思決定を支援する仕組みが求められることから、地域の相談窓口においても、こうした相談が増加することが予想されますので、相談援助体制、とりわけ法律的な支援を強化していく必要があると思っておりますが、現時点での市としての考えについてお聞かせください。</p> | <p>今後高齢者世帯（単身又は高齢夫婦世帯）の増加が見込まれており、これまで主に家族が担っていた意思決定や手続き等についての相談や、頼れる人がいないために適切な手続き等がなされず発生する問題への対応が増えることが想定されるため、国等の動向をみながら研修等を通じた理解の促進及び接続可能な制度・サービスの周知に努めてまいります。</p> <p>また、本市では、高齢者の相談支援を担う地域包括支援センターが法律的な助言が必要な場合について、平成27年度からアドバイザー弁護士に相談できる体制を整えています。</p> |